項を当該給与の支払を受けて

いる者

申告相談期間中(2月4

 \exists

3 月

事前の確認をお願いします。

日)は担当職員が全て申告会場に

中の給与所得の金額その他必要な事

した事業所は、1月31日までに前年中に給与・賞与等の支払

31日までに前年

いを

談を受けられ

ない場合があります

Ó

▼添付書類が不備の場合は、 直接税務署に申告してください

申告相

◆事業主のみなさまへ

しなけれず

ればならないこととなっ1日現在の居住市町村に

ことなってい 町村に提出

出 17

向くため、

電話での問い合わせに

)提出をお願いします。 申告相談を円滑に行うため、

早

前にお願い

談日程表を掲載

合わせはできるだけ、

申告相談期間

即答できない場合があります。

平成26年度「市 県民税



申告日程 (北秋田市)

9 冒

◎申告に関するご相談、 税務課市税係 お問い **8** 62 合わせ ī 1 1 1

種判定において不利益が生じる場合がありますので、 申請に必要な証明書の交付が受けられません。ま申告をしなければならない方が未申告の場合、 つ 康保険税、 ください。 れていますので、 いて申告していただくものです。地区ごとに日程が指定さ「平成26年度市・県民税申告」は平成25年中の収入や控除に 介護保険料の算定や国民年金・ 日程表を確認のうえ指定の会場で申告してただくものです。地区ごとに日程が指定さ 福 祉 また、国に 保育等の各 申告が 国民健

申告会場及び日時の変更を希望される方は、 希望日の前日までに電話連絡をお願いします。 資料準備の

各総合窓口センターにて無料で交付料納付額確認書が必要な方は本庁をされている方で平成25年中の保険

人確認資料の提示が必要です。

▼営業・農業・不動産収入のある方

収支内訳書を作成していただく あらかじめ収入・経費の科目ご

にご協力ください。

告相談を円滑に行うため、

申告会場は大変込み合い

ます。 次のこと

申

◆税務課からのお願い

交付申請には本

6

必要な方は必ず申告をしてください。

た

◆申告しなければならない方

①平成25年 する方 にお住まいで、 平成26年1 月 1 次のいずれかに該当パ1日現在、北秋田市

譲渡、 ③公的年金を受給している方で、 ②給与所得者で次に該当する方 ③公的年金を受給している方で、次けた方で、年末調整をしていない方 ▽2カ所以上の事業所から給与を受 ▽給与以外に①の所得があった方 の事業所得、 __ 時所得などがあった方 不動産、

①医療費控除、 得控除を受けようとする方 療費控除及び扶養控除などの各種所 ▽生命保険料・地震保険料控除、 ▽公的年金以外に①の所得があった方 に該当する方 ーン控除などを受ける方 寄付金控除、 住宅

◆申告する必要のない方

①税務署へ所得税の確定申告書を提 出される方

で年末調整を済ませている方 ②給与所得以外に所得がなく、

医 方は、 各種所得控除の適用を受けない方

職場

④公的年金等の収 ③市内に居住している親族の扶養親 族となっている方 その他の所得がなく、 入が4 0 0万円以

◆農業の申告をされる方へ

となっています くすべて収支計算により求めること 農業所得は、 他の事業所得と同じ

てください 支内訳書を作成し、 かる書類と領収書をお持ちいただく 自分で収支内訳書を作成できな 事前に農協等の指導を受けて収 収支計算ノ 申告時に提出 等 収支が、 わ

農業収支計算説明会

◆日時 象に、収支計算の仕方などについ農業所得の申告をされる方を対 ての説明会を開催します。 1月10日(金) 13時30分~

問 大館税務署 ◆場所 北秋田市交流センター 申し込みは不要です。

発行について ての 納付確認書の

国民健康保険税、 介護保険料の納付を口座振 後期高齢者医療

保険料、

い合せください。なお、所得税の還ジをご覧いただくか、税務署へお問

ます。詳しくは、

国税庁ホ

ムペー

会場内の記帳コーナーで集計して

※領収書の集計をされて

いない

方は

して集計をお願

します。

かじめ医療機関ごとに領収書を分類

医療費控除を申告する方は、

あら

告会場に出向かなくても、

国税庁

ムページ「確定申告書等作成

ー」から直接電子

申告ができ

「e‐Tax」で行うことにより、

申

します。

所得税の確定申告をされる方は

とに領収書等を分類して集計をお願

方への確定申告をされる

付申告については1月から税務署で

青色申告、

消費税、

相続税、

贈与

受付しています

【大館税務署】☎0186-42-0671 【国税庁HP】http://www.nta.go.jp/

では受けることはできませんので申告については、市の申告相談会場税及び平成24年以前の所得税の確定

- **■申告相談を受けられる方は、次の書類をご持参ください。(□欄を使って確認してください)**
- ■税務署から確定申告書が送られている方は、必ずご持参ください。
- □印鑑 □生命保険料支払証明書 □地震保険料支払証明書 □社会保険料、 等掛金等の領収書又は証明書 □医療費の領収書(支払先ごとに集計) □身体障害者手帳 □火災、雪 害、盗難の損害があった時はその証明書(警察署、消防署から発行されるもの)又は領収書 いる家庭は在学証明書 □預金口座番号のわかるもの(還付申告の場合)
- ※所得税の確定申告をする場合は、必ず源泉徴収票原本の添付が必要です。2か所以上から給与・報酬 等が支払われている場合は、源泉徴収の有無に関わらず、全ての源泉徴収票が必要です。
- ※所得税の確定申告をする場合は、必ず源泉徴収票原本の添付が必要です。2か所以上から公的年金を 受給している場合は、源泉徴収の有無に関わらず、全ての源泉徴収票が必要です。 ●農業所得のある方 □収支内訳書、帳簿、農協等の出荷証明書 □米政策に係る拠出金などの雑収入の
- ●営業、不動産収入のある方 □収支内訳書、帳簿 □報酬・不動産の支払調書 □必要経費の領収書
- ●利子、配当、一時所得のある方 □支払調書等、支払額がわかるもの □経費がある場合は、その額の
- ●譲渡所得のある方 □譲渡した物件の売買契約書 □譲渡費用(手数料、測量費)などの領収書

申告前に書類の確認を!

順番が遅くなることがあります。 ただいてからの相談となりますので

- ●すべての方
- ●給与所得のある方 □給与、報酬、賃金の源泉徴収票
- ●年金所得のある方 □公的年金の源泉徴収票
- 証明書 □土地改良費、その他必要経費の領収書
- □特別控除の特例を受ける場合は、その内容が確認できる書類

広報きたあきた 2014. 1. 1

広報きたあきた 2014. 1. 1 18

また